

基本規程改正(案)

加筆 _____ 修正 ; _____ 削除 ; _____

現規程	変更案	理由
<p>〔別紙 1〕競技および競技会における懲罰基準</p> <p>3. その他の違反行為</p> <p style="text-align: center;">新規</p> <p>4. 罰金</p> <p>●4-1. 罰金を科す場合は次の基準による。</p> <p>(1) Jリーグディビジョン1の場合、出場停止処分1試合あたり金10万円以下</p> <p>(2) その他の場合、出場停止処分1試合あたり金5万円以下</p>	<p>〔別紙 1〕競技および競技会における懲罰基準</p> <p>3. その他の違反行為</p> <p>●3-4. チームによる違反行為</p> <p>① <u>1試合において同一チームの5名以上の選手等が、警告または退場(または退席)処分となった場合、当該チームに対して罰金が科される。</u></p> <p>② <u>同一チームの何人かの選手等が審判等に集団で詰め寄って、脅しをかけるような言葉や態度を用いた場合、あるいは、見苦しい抗議を執拗に繰り返し行なった場合、当該チームに対して罰金が科される。</u></p> <p>③ <u>前2項についての罰金は以下の通りとする。</u></p> <p>(1) <u>Jリーグディビジョン1の場合：金50万円</u></p> <p>(2) <u>Jリーグディビジョン2の場合：金25万円</u></p> <p>4. 罰金</p> <p>●4-1. <u>選手等に対する罰金</u></p> <p>(1) <u>Jリーグディビジョン1の場合：出場停止処分1試合あたり金10万円</u></p> <p>(2) <u>Jリーグディビジョン2の場合：出場停止処分1試合あたり金5万円</u></p> <p>(3) <u>JFLの場合：出場停止処分1試合あたり金5万円(ただし、アマチュアの選手等は除く)</u></p> <p>(4) <u>地域リーグその他の場合：出場停止処分1試合あたり金5万円(ただし、アマチュアの選手等は除く)</u></p>	<p>FIFA懲罰規程(第52条 チームの不当行為)に合わせて変更する。なお、チームに対する罰金はJリーグのチームのみが対象となる。</p> <p>選手に対する罰金とチームに対する罰金を区別し、分かりやすくする。</p> <p>選手に対する罰金について、Jリーグのアマチュア選手も対象となるように変更する。</p>

<p>● 4-2. アマチュアの選手等およびアマチュアの選手のみで構成された団体に対しては、罰金を科さないものとする。</p>	<p>● 4-2. <u>加盟チームに対する罰金</u> (1) <u>Jリーグの加盟チームには、本規程に従い、罰金が科されるものとする。</u></p>	
---	---	--